

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第23号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年岩手県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、<u>給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号</u>に規定する<u>短時間勤務職員</u>その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>	<p>第3条 給与条例第38条第1項後段又は給与等条例第29条第1項後段の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる職員（非常勤である職員にあっては、<u>法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>その他人事委員会の定める職員に限る。）となった職員で人事委員会の定めるもの</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>（勤勉手当の成績率）</p>
<p>第14条 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項</u>若しくは第2項の規定に基づき採用された職員（次条において「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少數であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の122.5以上100分の205以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「<u>特定幹部職員</u>」といいう。）にあっては、<u>100分の146.5以上100分の245以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の111以上100分の122.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の132以上100分の146.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の99.5</u>（特定幹部職員</p>	<p>第14条 <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条</u>の規定に基づき採用された職員（次条において「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」といいう。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号、第2号及び第4号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第3号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第39条第1項及び給与等条例第30条第1項の職員が著しく少數であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</p> <p>(1) 勤務成績が特に優秀な職員 <u>100分の117.5以上100分の195以下</u>（給与条例第38条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「<u>特定幹部職員</u>」といいう。）にあっては、<u>100分の141.5以上100分の235以下</u>）</p> <p>(2) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の106以上100分の117.5未満</u>（特定幹部職員にあっては、<u>100分の127以上100分の141.5未満</u>）</p> <p>(3) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の94.5</u>（特定幹部職員</p>

<p>にあっては、<u>100分の119.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の91以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の110以下</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 <u>再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の52以上</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の62以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の48.5</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の58.5</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の46.5以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の56.5以下</u>)</p> <p>2 [略]</p>	<p>にあっては、<u>100分の114.5</u>)</p> <p>(4) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の86以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の105以下</u>)</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第14条の2 <u>定年前再任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、第1号及び第3号にあっては当該各号に定める割合の範囲内において、第2号の場合にあっては同号に定める割合を標準として、任命権者が定めるものとする。</u></p> <p>(1) 勤務成績が優秀な職員 <u>100分の49.5以上</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の59.5以上</u>)</p> <p>(2) 勤務成績が良好な職員 <u>100分の46</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の56</u>)</p> <p>(3) 勤務成績が良好でない職員 <u>100分の44以下</u> (特定幹部職員にあっては、<u>100分の54以下</u>)</p> <p>2 [略]</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条第1項及び第14条の2第1項の規定を適用する。